

大阪市立美術館地下展覧会室 平成 32 年度の抽選分募集要項

大阪市立美術館（以下「美術館」という。）の美術団体等（以下「団体」という。）に対する地下展覧会室（以下「展覧会室」という。）の抽選分の貸出は次の要領で行います。

1. 使用許可条件

展覧会室を使用できるのは次のような条件を満たす展覧会及び団体です。

- (1) 美術品及び美術工芸品の展覧会に限るものとする。
- (2) 美術及び美術工芸の助長、奨励に値する展覧会に限るものとする。
- (3) 公募展であること（個展・グループ展は不可）。
- (4) 専ら営利を目的としない展覧会であること。
- (5) 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対する等、政治・宗教活動でないこと
- (6) 前 5 項を総合的に勘案し、かつ次の各号の要件をすべて具備する団体に限ることとする。
（大阪市教育委員会、大阪府教育委員会、学校教育法にかかげる学校（高校・中学・小学校）、大阪市、美術館を除く。）
 - ① 直近 3 年以上団体として活動していること。
 - ② 直近 3 年以上展覧会を開催していること。
 - ③ 収支決算が明確であること（収支決算書があること）。
 - ④ 団体の定款・規則等が明文化されていること。
 - ⑤ 暴力団の利益になり、又はなるおそれがないこと。また、団体の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

2. 募集会期及び展覧会室

優先使用団体に割当てた以外の会期・展覧会室（別紙 1 のとおり）

3. 使用条件

- (1) 室使用単位
使用は 1 室単位、使用可能部屋数は 1 室から最大 4 室までとします。
- (2) 使用期間及び使用上限
使用期間は美術館が定める期間を 1 会期とし、会期単位の使用とします。
- (3) 開室時間
展覧会室の開室時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとします。
ただし、最終入室は午後 4 時 30 分とします。
- (4) 休館日
美術館の休館日と同じとします。

4. 施設使用料

大阪市立美術館条例第 13 条により施設使用料は次のとおりとします。

展覧会室（1 室 1 日） 30,000 円

展覧会事務室（1 室 1 日） 3,000 円

なお、使用料の納付は納付期限（原則として展覧会開催初日の属する月の前月の 1 日）までに前納するものとします。

ただし、納付期限日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌日以降に最初に到来する金融機関の営業日とします。

使用料の納付について、延滞が生じた場合は使用の差し止めを命じることがあります。

5. 使用申込

- (1) 使用申込みは1会期のみとします。
- (2) 会期及び使用部屋数の上限
多くの団体が使用できるよう、これまでの実績を上限とします。(当館の実績がない場合、原則として、1会期・1室とします。)
- (3) 申込期間
平成30年9月5日(水)から平成30年9月25日(火)まで(消印有効)
- (4) 提出書類
 - ① 使用申込書(様式1)
 - ② 美術団体の概要(様式2)
 - ③ 美術団体の活動内容(様式3)
 - ④ 直近3年間の収支決算書(添付資料)
 - ⑤ 会則・規約及び会員名簿(添付資料)
 - ⑥ 申し込まれる直近の募集要項・出品規約(添付資料)ただし、優先使用の申込みを行い、すでに②～⑥の書類を提出された団体は、①のみを提出してください。
- (5) 提出先及び提出方法
 - ① 提出先
〒543-0063
大阪市天王寺区茶臼山町1-82(天王寺公園内)
大阪市立美術館 地下展覧会室担当
 - ② 提出方法
必ず書留郵便(簡易書留可)でお送りください。(平成30年9月25日消印有効)

6. 使用割当方針

- (1) 会期ごとに抽選とします。
- (2) 会期・展覧会室の申込が重複しない場合は無抽選とします。
- (3) 様式1の希望会期をもって抽選とします。
複数の展覧会室を使用希望の場合に会期・展覧会室が他団体と重複する場合は、会期をもって抽選し、当選順に展覧会室を割当てて行きます。
- (4) 前号により会期・展覧会室に空きが生じた場合には、改めて使用希望の会期・展覧会室の申込みを行い、抽選とします。以下、順次、申込と抽選を繰り返します。

7. 抽選日時及び場所等

- (1) 日 時 平成30年10月7日(日) 午前10時から
- (2) 場 所 大阪市立美術館 地下展覧会室 審査室
- (3) 参加者 会期・展覧会室の申込に責任が持てる方が参加してください。
抽選会場には、1団体につき2名以内の参加としてください。
※複数の方でご参加されたい場合には、入室は2名までとし、それ以外の方はホールにてお待ちください。
- (4) その他 抽選会に欠席された団体は、棄権となりますので、必ず参加してください。

8. 使用承認の決定

使用の承認通知書は、平成30年11月末日までに送付する予定です。

9. 使用料の還付

すでに支払った使用料は還付しないものとします。

ただし、使用の承認を取り消されたとき及び、台風等の災害による特別な事情により理事長が特に認めたときは、使用料の還付ができるものとします。

10. 使用権の譲渡・転貸の禁止

使用者が、使用の権利を譲渡、又は転貸することはできません。

11. 使用承認の取消し

(1) 次の事項に該当する場合は、使用承認の取消し、又は使用の制限、若しくは停止することがあります。

- ① 使用目的等に反するとき
- ② 館の指示に従わないとき
- ③ 虚偽の申請、又は申請と著しく異なった内容での使用があった場合
- ④ 使用料金を前納しないとき
- ⑤ 公序良俗に反するおそれがあるとき
- ⑥ 施設等を破損・滅失させるおそれがあるとき
- ⑦ 災害その他の事故により美術館の使用ができないとき
- ⑧ 工事その他の都合により、理事長が特に必要を認めたとき

(2) 使用承認後に使用者が使用の取消しをする場合は、速やかに文書で届け出てください。

(3) 美術館は、使用承認の取消しをした場合において、項目8による使用料の還付以外の賠償責任は負いません。

12. 原状回復義務

使用者は、使用した施設等を原状回復するものとします。

13. 損害賠償

美術館に損害を与えた者は、その損害を賠償するものとします。

ただし、以下の場合は損害賠償を減額又は免除することができます。

- (1) 不可抗力による場合
- (2) その他特別な事情で特に理事長が認めた場合